⑵　取引時確認の措置

（記載上の注意）

１．「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。

２．「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第１項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

４．記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第32条第１項第１号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。

５．導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を添付すること。

（第４面）

13. 第23条の３第１号及び第２号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

⑴　防止すべき不適切な利用の類型

⑵　前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置